

土地改良事業計画設計基準
計画「農道」の制定について

平成13年3月

1. 計画基準再編の基本方針

計画基準が本来有すべき規範性と、技術に求められる即時性、柔軟性、選択性などを両立して確保し、土地改良事業の適正かつ効率的な施行に資するために、次のように再編して整備することとした。

計画基準を、「基準書」と「技術書」に区分して再編整備する。

◎「基準書」には、地域の特性や個別の現場条件などにかかわらず、全ての計画設計において遵守すべき事項を規定する。

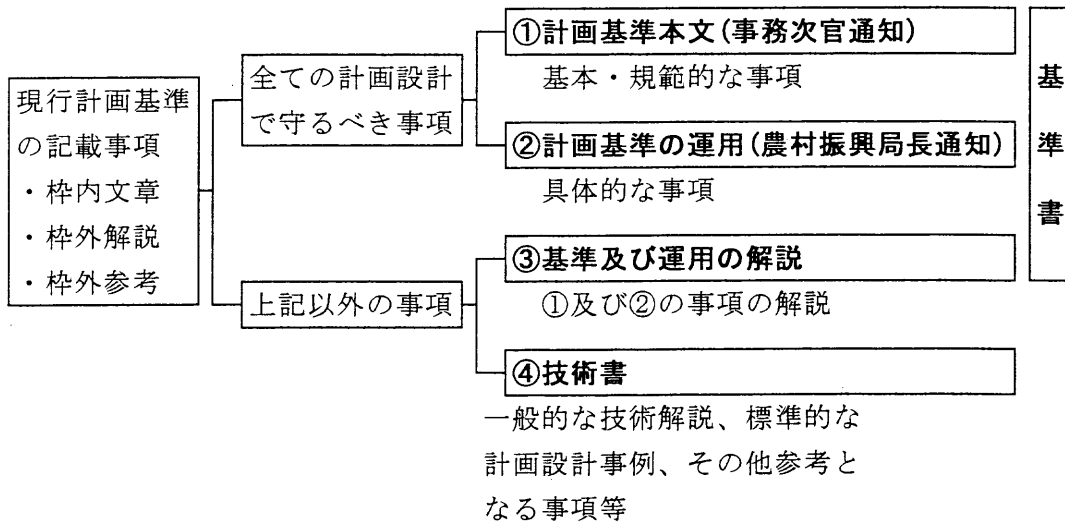
①**基準本文（事務次官依命通知）**には、基本・規範的な事項

②**基準の運用（農村振興局長通知）**には、具体的な事項

をそれぞれ定める。

◎上記の①及び②には、規定している事項の「根拠」や「背景」等を記述していないので、規定している事項の適切な運用と技術の向上を図る観点から①及び②の事項の解説を③**基準及び運用の解説**として整備する。

◎①及び②の基準で一律に定めない事項、地域の特性や現場の条件等によって選択性のある事項、一般的な技術解説、標準的な設計事例、その他参考となる事項等については、基準とは区別して④**技術書**として整備する。



(参考) 計画基準制・改定状況

基準等の名称		制・改定年月日	改定予定	検討状況等
計画基準	農業用水（水田）	H 5. 5.28		栽培様式の多様化等に対応し、ほ場単位用水量、地区レベルの用水取水実績について調査及び検討。
	農業用水（畑）	H 9. 6. 3		営農・水利用形態の多様化等に対応した計画策定のため、用水利用状況、ファームポンドの水収支等について調査及び検討。
	水温水質	S42. 11.20		
	排水	S53. 9.12		排水計画に当たっての計画手法、諸元、新技術導入状況等について調査及び検討。
	河口改良	S42. 11.20		
	開墾	S31. 12. 1		
	農地開発（開畑）	S52. 1.18 S59. 1.12一部改定		
	海面干拓	S27. 12. 1		
	湖沼開拓	S31. 12. 1		
	埋立	S31. 12. 1		
	ほ場整備（水田）	H12. 1.17		不等沈下、排水施設等について調査及び検討。
	ほ場整備（畑）	S53. 9.12 S59. 1.12一部改定		土層改良、排水改良、農地保全等について、工法も含め、調査及び検討。
	暗きょ排水	H12. 11.15		
	土層改良	S59. 1.12		
	農地保全	S54. 7. 7		
	農地地すべり防止対策	H 1. 7.24	H15	
	水質障害対策	S55. 8.15		
	農道	S56. 7.20 S62. 12.21一部改定 H 1. 7.17一部改定 H 6. 2.14一部改定	H13	
計画指針	防風施設	S62. 9. 7		
	畑地帯集水利用	H 2. 4.10		
	農村環境整備	H 9. 2.28		
	農地開発(改良山成畑工)	H 4. 5.28		
	マイクロかんがい	H 6. 4. 8		

2. 土地改良事業計画設計基準・計画「農道」の制定について

(1) 背景と必要性

農道整備に係る事業計画については、昭和56年7月に制定された土地改良事業計画設計基準・計画「農道」（以下「現行基準」という。）に基づき作成している。

しかしながら、近年の農業情勢の変化とモータリゼーション（自動車が生活必需品として普及する現象。）の進展に伴う、交通車両の大型化及び交通量の増大等に対応出来る農道の整備が求められている。

併せて農道整備事業が自然環境及び景観等との調和に配慮して実施されることが重要となってきた。

このため、これらの状況変化に対応するため、農道の計画交通量、安全性、環境への配慮等について検討し、計画基準「農道」の制定を行うものである。

(2) 経緯と検討委員会

昭和56年7月	土地改良事業計画設計基準・計画「農道」制定
昭和62年12月	土地改良事業計画設計基準・計画「農道」一部改定
平成元年7月	土地改良事業計画設計基準・計画「農道」一部改定
平成6年2月	土地改良事業計画設計基準・計画「農道」一部改定
平成9年7月	平成9年度第1回検討委員会開催
平成9年12月	平成9年度第2回検討委員会開催
平成10年3月	平成9年度第3回検討委員会開催
平成10年6月	平成10年度第1回検討委員会開催
平成10年11月	平成10年度第2回検討委員会開催
平成11年3月	平成10年度第3回検討委員会開催
平成11年5月	平成11年度第1回検討委員会
平成11年7月～平成11年8月	全国査読（地方農政局等、都道府県）
平成11年10月	平成11年度第2回検討委員会
平成12年1月	平成11年度第3回検討委員会
平成12年3月	かんがい排水審議会（諮問）
平成12年9月～平成12年10月	全国査読（地方農政局等、都道府県）
平成12年12月	平成12年度検討委員会

(3) 検討委員会の構成(平成12年3月現在)

委員長：	今井 敏行	北里大学獣医畜産学部教授
委員：	谷口 建	弘前大学農学生命科学部教授
	宮崎 猛	京都府立大学農学部教授
	深山 一弥	農業研究センター研究情報部長
	山本 徳司	農業工学研究所企画連絡室研究技術情報官
	小林 宏康	農業工学研究所農村整備部集落整備計画研究室主任研究官
	丹羽 啓文	(社)農村環境整備センター統括研究員(研究第二部長)
幹事：	大泉 勝利	構造改善局計画部事業計画課課長補佐(農村整備班)
	櫻庭 光一	構造改善局建設部設計課課長補佐(設計基準班)
	田中 秀明	構造改善局建設部開発課課長補佐(農道推進指導班)
	中澤 克彦	構造改善局計画部資源課課長補佐(計画基準班)
	根本 均	茨城県農林水産部農村環境課係長
	横田 達夫	山梨県農政部耕地課計画担当副主幹
事務局：	財団法人	日本農業土木総合研究所

(4) 制定の主な概要

現行基準の主な変更点は以下に示すとおりである。

① 計画基準の再編

計画基準「農道」の改定に当たっては、計画基準が有すべき規範性、技術に求められる即時性、柔軟性等も確保しつつ、農業農村整備事業の適切かつ円滑な執行に資するため、平成5年度かんがい排水審議会技術部会で了承された基準再編の基本方針に沿って、「基準書」と「技術書」に区分して整備する。

② 環境への配慮

近年、農道整備に当たっては、農村地域の自然環境及び景観等との調和に配慮することが重要となってきたことから、調査・計画に当たっての基本的配慮事項等について整備する。

③ 計画交通量算定の改定

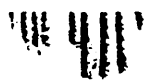
計画交通量の算定基礎となる一般交通量の地方別標準倍率を交通センサスの交通量データに基づき改定する。

平成12年度 土地改良事業計画設計基準・計画「農道」 制定スケジュール（農業農村整備部会（答申）まで）

（平成13年2月現在）

		平成12年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
農道計画基準 検討委員会														
幹事会								第1回 9月		第2回 11月		第3回 2/22		
基準案作成作業					基準案の修正 基準書 技術書				全国査読 農政局 都道府県等		基準案の修正 基準書 技術書			
かんがい排水会 村会 (H13.1~) 農務部 農業整備	かんがい 排水会 審議 諮問 3月30日												技術 小委員会 検討 3月15日	農業農村 整備部会 答申 3月27日

3. 土地改良事業計画設計基準・計画「農道」の諮問（写）



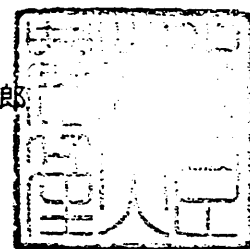
12構改C45号

平成12年3月30日

かんがい排水審議会会長 殿

農 林 水 産 大 臣

玉 沢 徳 一 郎



諮 問

土地改良事業計画設計基準 計画「農道」を別紙（案）のとおり改定する

ことについて、貴審議会の意見を求める。

4. 土地改良事業計画設計基準・計画「農道」基準書(案)主要制定内容

第1章

章 別 骨 子	項 目 別 骨 子	主要制定内容(変更点)
<p>第1章 総論</p> <p>本基準の総論として、この基準の目的、農道整備の基本的意義、事業計画作成の基本的事項を規定している。</p>	<p>1.1 この基準の目的【p4~】 計画基準の内容、目的、運用の基本的事項を規定している。 <主な計画基準の内容> ①調査・計画作成の手順 ②事業計画作成の考え方、留意事項 ③技術的基礎諸元の基本的事項</p> <p><計画基準の目的> 農道整備に係る土地改良事業の適正かつ効率的な施行に資することを目的としている。</p> <p><計画基準の運用> ①地域の実情や技術の進展に応じた事業計画の作成 ②その他の計画基準等との関係 ③道路構造令との関係</p> <p>1.2 農道整備の目的と意義【p4~】 ①農業生産性の向上 ②農業生産の近代化 ③農産物流通の合理化 ④農村地域の社会生活環境の改善</p> <p>1.3 事業計画作成の基本【p8~】 事業計画作成に当たつての留意事項を規定している。 ①農道の利用形態の特殊性 ②事業計画の経済性 ③維持管理の体制及び費用等 ④農村地域の社会生活環境の改善 ⑤生態系及び景観等の周辺環境との調和への配慮</p>	<p>【基準及び運用の解説(p5)】 本基準と関連する計画基準等の取り扱いに関する記述の充実を図る。</p> <p>【基準の運用(農村振興局長通知)(p4)】 本基準における道路構造令の取り扱いを明記する。</p> <p>【基準の運用(農村振興局長通知)(p8)】 事業計画作成に基本となる留意事項として ③維持管理、⑤環境配慮に関する規定を追加する。</p>

章 別 骨 子	項 目 別 骨 子	主要制定内容 (変更点)
<p>第2章 調査</p> <p>事業計画作成のために必要となる調査について、概査と精査に区分し、それぞれ調査の手順、内容等を規定。</p>	<p>2.1 調査の基本と手順【p12～】 <調査の基本> ① 調査と計画との関係を図り、合理性と効率性を確保する。 ② 必要と認められる調査事項を明確にした上で調査を進める</p> <p><調査の手順> 予備的調査として概査を行い、計画作成に必要なとなる詳細調査として精査を行う。</p> <p>2.2 概査【p12～】 <概査の調査内容> 概査は、基本構想を作成するに当たり必要となる調査で、気象、水文、地形、地質、土質、土地利用、農業、関連事業、人口、産業、周辺環境、関係農家等の意向に関する予備的調査を行うものとする。</p> <p>2.3 精査【p16～】 <精査の調査内容> 1. 受益地調査 一略— 2. 気象・水文調査 一略— 3. 地形・地質・土質調査 一略— 4. 土地利用現況調査 一略— 5. 農業調査 一略— 6. 関連事業等調査 一略— 7. 人口・産業・道路調査 一略— 8. 交通量調査 一略—</p> <p>9. 交通安全調査 交通安全を考慮した路線配置計画等を作成するための基礎資料として、交差点等の立地条件に関する調査を行う。</p> <p>10. 周辺環境調査 周辺環境との調和に配慮した路線配置計画、主要工事計画等を作成するための基礎資料として、生態系及び景観等の周辺環境に関する調査を行う。</p> <p>11. 関係農家等の意向調査 一略—</p>	<p>【基準(事務次官通知)(p12)】 【基準及び運用の解説(p13)】 調査項目に周辺環境調査を追加する。</p> <p>【基準(事務次官通知)(p16)】 【基準の運用(農村振興局長通知)(p18)】 【基準及び運用の解説(p19)】 調査項目に ○ 交通安全調査 ○ 周辺環境調査 を追加する。</p>

章 別 骨 子	項 目 別 骨 子	主要制定内容 (変更点)
<p>第3章 計 画</p> <p>一般計画、主要工事計画等の事業計画の作成について、その基本的考え方と手順、内容、留意事項等について規定している。</p>	<p>3.1 事業計画作成の手順【p20～】 <調査の手順> 事業計画の作成は、基本構想を定め、一般計画の各計画要素を決定する手順で行い。</p> <p><留意事項> 各計画要素の決定段階においては、関係機関、農家等の意向が反映できるよう考慮する。</p> <p>3.2 基本構想の作成【p22～】 <基本構想の計画事項> ①営農・土地利用計画 ②路線配置計画 ③計画交通量 ④構造等（幅員、橋梁、トンネル等）</p> <p>3.3 一般計画【p24～】 3.3.1 一般計画の作成【p24～】 <一般計画の計画事項> ①地区の設定 ②営農・土地利用計画 ③路線配置計画 ④計画交通量 ⑤設計速度 ⑥横断面計画 ⑦線形計画</p> <p>3.3.2 地区の設定【p24～】 <留意事項> 地域の整備計画及び周辺地域との関連性を考慮する。</p>	<p>【基準の運用(農村振興局長通知)(p22)】 基本構想で概定を行う計画事項を明記する。</p>

章 別 骨 子	項 目 別 骨 子	主要制定内容 (変更点)
	<p>3.3.3 営農・土地利用計画【p26～】 <計画の内容> ① 導入作物、作付面積、生産量 ② 生産資材等、副産物量、商品化量 ③ 農産物の流通及び輸送体系 ④ 生産組織等に関する事項 ⑤ 農業施設の配置 ⑥ 営農類型 ⑦ 土地利用計画</p>	
	<p>3.3.4 路線配置計画【p28～】 <留意事項> ① 集落からほ場への通作の利便性、農産物輸送の効率性等の農業生産活動の利便性が確保できよう考慮する。 ② 加工、集出荷施設等の農業施設の配置状況を踏まえ、その施設の効率的利用が図られるよう考慮する。 ③ 国道及び都道府県道等との接続は、安全かつ円滑な交通が図られるよう考慮する。 ④ 道路現況を踏まえ、既設道路と当該農道の機能が重複しないよう考慮する。 ⑤ 基幹的農道とほ場内農道の有機的な連絡を考慮する。 ⑥ ほ場内農道は、営農及びほ場の区画形状に応じて経済的な配置となるよう考慮する。 ⑦ 集落の位置、生活行動範囲を踏まえ、農村地域の社会生活環境の改善が図られるよう考慮する。 ⑧ 地形及び地質等の自然条件に応じて災害等の危険個所を回避するなど安全性及び経済性の検討を十分に行う。 ⑨ 生態系及び景観等の周辺環境との調和に配慮する。</p>	<p>【基準の運用(農村振興局長通知)(p28)】 周辺環境との調和に配慮する留意事項に関する規定を追加する。</p>

章 別 骨 子	項 目 別 骨 子	主要制定内容 (変更点)																																																																																
	<p>3.3.5 計画交通量【p30～】 <計画農業交通量> ① 営農・土地利用計画に基づく農産物等の輸送に係る交通 ② 農家等の営農に係る交通</p> <p><計画一般交通量> 交通量調査結果に基づき、一般交通量の地方別標準倍率（基準及び運用の解説）等を参考にし、算定する。</p>	<p>【基準及び運用の解説(p33)】 一般交通量の地方別標準倍率を改定する。</p> <p style="text-align: center;">現行・改定案対比表</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>地方</td> <td>北海道</td> <td>北東北</td> <td>南東北</td> <td>関東内陸</td> <td>関東臨海</td> <td>東海</td> <td>北陸</td> <td>近畿内陸</td> <td>近畿臨海</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現行</td> <td>1.3</td> <td>1.2</td> <td>1.1</td> <td>1.2</td> <td>1.3</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.3</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>10年後</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>1.4</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>-</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>-</td> <td>▲0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>▲0.3</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>地方</td> <td>山陰</td> <td>山陽</td> <td>四国</td> <td>北九州</td> <td>南九州</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現行</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.4</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>10年後</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>▲0.5</td> <td>▲0.4</td> <td>▲0.3</td> <td>▲0.2</td> <td>▲0.2</td> </tr> </table> <p>注1) 本表の数値は昭和60年度から平成9年度までの「交通センサス」に基づいて検討したものである。</p>	地方	北海道	北東北	南東北	関東内陸	関東臨海	東海	北陸	近畿内陸	近畿臨海	目標										現行	1.3	1.2	1.1	1.2	1.3	1.2	1.2	1.3	1.4	10年後	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.3	1.3	1.4	1.1	増減	-	0.1	0.2	-	▲0.1	0.1	0.1	0.1	▲0.3	地方	山陰	山陽	四国	北九州	南九州	目標						現行	1.5	1.5	1.5	1.4	1.3	10年後	1.0	1.1	1.2	1.2	1.1	増減	▲0.5	▲0.4	▲0.3	▲0.2	▲0.2
地方	北海道	北東北	南東北	関東内陸	関東臨海	東海	北陸	近畿内陸	近畿臨海																																																																									
目標																																																																																		
現行	1.3	1.2	1.1	1.2	1.3	1.2	1.2	1.3	1.4																																																																									
10年後	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.3	1.3	1.4	1.1																																																																									
増減	-	0.1	0.2	-	▲0.1	0.1	0.1	0.1	▲0.3																																																																									
地方	山陰	山陽	四国	北九州	南九州																																																																													
目標																																																																																		
現行	1.5	1.5	1.5	1.4	1.3																																																																													
10年後	1.0	1.1	1.2	1.2	1.1																																																																													
増減	▲0.5	▲0.4	▲0.3	▲0.2	▲0.2																																																																													
	<p><計画大型車交通量> 大型車は、アスファルト舗装及びコンクリート舗装の設計に用いる交通量で、ナンバープレート番号等で区分する。</p>																																																																																	

章別骨子	項目別骨子	主要制定内容(変更点)																																	
	<p>3.3.6 設計速度【p38～】 設計速度は、計画交通量、車道幅員及び歩道等の有無を考慮の上、当該農道の機能の發揮に支障がなく、かつ安全な利用が図られるよう50km/h、40km/h、30km/hのいずれかの値で適切に決定する。ただし、地形条件、その他の理由によりやむを得ない場合には20km/hとすることができる。</p> <p>3.3.7 横断面計画【p42～】 1. 幅員構成 (1) 基本的考え方 横断面は、①車道、②路肩、③歩道、④自転車道、⑤自転車歩行者道、⑥待避所、⑦駐車帯から構成されている。 (2) 車道【p44～】 <計画交通量による車道幅員の決定> 車道幅員は、表-3.3.6の値を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-3.3.6 計画交通量と車道幅員との関係</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>計画交通量</th> <th>車道幅員(一般)</th> <th>車道幅員(特例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,000台/日以上</td> <td>6.5m</td> <td>6.0m</td> </tr> <tr> <td>4,000台/日未満</td> <td>6.0m</td> <td>5.5m</td> </tr> <tr> <td>1,500台/日未満</td> <td>5.5m</td> <td>5.0m</td> </tr> <tr> <td>500台/日未満</td> <td>5.0～2.5m</td> <td>4.5～2.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p><計画交通機種による車道幅員の決定> 車道幅員は、当該農道の計画交通機種の車両幅員の2車線の場合はすれ違い間隔及び車両の外側の余裕を、1車線の場合は車両の外側の余裕を加えた幅員とする。</p> <p style="text-align: center;">表-3.3.7 農業機械等の幅員と高さ(追加分)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>幅員 [m]</th> <th>高さ [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スピードスレーヤ(400L)</td> <td>0.9～1.1</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>風筒式防除機(歩行型)</td> <td>$\frac{1.0}{0.9}$</td> <td></td> </tr> <tr> <td>果樹用管理ビークル</td> <td>$\frac{0.9}{0.6}$</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型クローラ運搬車</td> <td>$\frac{1.0}{0.6}$</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>	計画交通量	車道幅員(一般)	車道幅員(特例)	4,000台/日以上	6.5m	6.0m	4,000台/日未満	6.0m	5.5m	1,500台/日未満	5.5m	5.0m	500台/日未満	5.0～2.5m	4.5～2.0m	名称	幅員 [m]	高さ [m]	[略]			スピードスレーヤ(400L)	0.9～1.1	2.0	風筒式防除機(歩行型)	$\frac{1.0}{0.9}$		果樹用管理ビークル	$\frac{0.9}{0.6}$		小型クローラ運搬車	$\frac{1.0}{0.6}$	1.0	<p style="text-align: center;">図-3.3.3 計画交通機種による車道幅員の決定方法</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(2車線の場合)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(1車線の場合)</p> </div> </div>
計画交通量	車道幅員(一般)	車道幅員(特例)																																	
4,000台/日以上	6.5m	6.0m																																	
4,000台/日未満	6.0m	5.5m																																	
1,500台/日未満	5.5m	5.0m																																	
500台/日未満	5.0～2.5m	4.5～2.0m																																	
名称	幅員 [m]	高さ [m]																																	
[略]																																			
スピードスレーヤ(400L)	0.9～1.1	2.0																																	
風筒式防除機(歩行型)	$\frac{1.0}{0.9}$																																		
果樹用管理ビークル	$\frac{0.9}{0.6}$																																		
小型クローラ運搬車	$\frac{1.0}{0.6}$	1.0																																	

章 別 骨 子	項 目 別 骨 子	主要制定内容 (変更点)
	<p>(3) 路肩幅員 路肩は、農道の主要構造部を保護する機能を持ち、その幅員は、車道幅員、設置場所、歩道等の有無及び積雪地域における除雪を考慮の上、適切に決定する。</p> <p>(4) 歩道、自転車道及び自転車歩行者道 歩道、自転車道及び自転車歩行者道は歩行者及び自転車の安全な通行空間を提供し、併せて自動車交通の安全性と円滑性を高めるものであり、歩行者及び自転車と自動車の交通を分離する必要がある場合に設置する。</p> <p>(5) 待避所 待避所は、1車線の農道において車両の安全かつ円滑な通行を図るためのものであり、農道の機能、計画交通量、地形条件等を考慮の上、必要のある場合に設置する。</p> <p>(6) 駐車帯 駐車帯は、農道において農業利用車両等の駐停車の需要の多い区間で、車両の安全かつ円滑な通行を図るためのものであり、農道の機能、計画交通量、地形条件及び地区の営農形態等を考慮の上、必要のある場合に設置する。</p>	

章別骨子	項 目 別 骨 子	主要制定内容 (変更点)
	<p>2. 横断勾配【p58～】 車道及び車道に接続する路肩、歩道等には、農道の機能及び舗装工種に応じて路面上の排水に必要な横断勾配を設ける。</p> <p>3. 建築限界【p58～】 農道上で、車両、歩行者等の交通の安全を確保するため、一定の幅と高さで示される建築限界の範囲内には、障害となるようなものを設けてはならない。</p> <p>3.3.8 線形計画【p60～】 1. 基本的な考え方 線形計画は、交通車両の走行性及び安全性について、十分な検討を行い決定する。</p> <p>2. 線形の構成要素 (1) 平面線形 ① 曲線半径 ② 曲線長 ③ 曲線部の拡幅 ④ 緩和区間 ⑤ 片勾配 ⑥ 片勾配、拡幅等のすりつけ ⑦ 視距 (2) 縦断線形 ① 縦断勾配 ② 縦断曲線 ③ 合成勾配</p> <p>3. 交差 交差点の構造は、計画交通量及び交通機種を考慮の上、交通が安全かつ円滑に行われるように交通制御と交通方法を適切に想定して決定する。</p> <p>4. 路面高 路面高は、線形、土工、農道の機能、用地等を考慮の上、適切に決定する。</p>	<p>【基準(事務次官通知)(p60)】 【基準の運用(農村振興局長通知)(p60)】 【基準及び運用の解説(p61～)】 計画段階で留意すべき事項に絞り込んだ内容に改める。</p> <p>【基準及び運用の解説(p69)】 農道ターン方式の営農を行う場合の路面高さの考え方を追加する。</p>

章 別 骨 子	項 目 別 骨 子	主要制定内容(変更点)
	<p>3.4 主要工事計画【p70～】</p> <p>3.4.1 主要工事計画の作成【p70～】 主要工事計画の作成に当たっては、各施設の安全性及び経済性を十分に考慮する。</p> <p>3.4.2 農道の構造【p70～】</p> <p>1. 路体 路体は、盛土における路床以外の部分をいい、路床、舗装等の上部を支持するものであるから、支持力と安定性について十分な検討を行い、異常な不同沈下、変形、崩壊等が生じない構造とする。</p> <p>2. 路床 路床は、舗装及び路面上の荷重を支持するもので、支持力が低い場合には適切な処理を行う。</p> <p>3. 舗装 舗装の目的は、交通車両の走行性、快適性の確保と併せて農産物輸送時の荷傷み防止等の営農阻害要因の除去にあり、舗装工種選定に当たっては、その特性を考慮の上、舗装目的、施工条件等に適合するもので、構造上安全かつ経済的なものとする。</p> <p>4. 法面の安定と法面保護工 切土及び盛土部分の法面の勾配は、法面の安定を確保するとともに、法面の浸食防止、すべり破壊、表層崩壊を防ぐため、必要のある場合に法面保護工等の対策を行う。</p> <p>5. 排水工 農道の構築材料への水の侵入による強度低下と路面のたん水を防ぐため、表面排水、地下排水、法面排水について十分な検討を行い、農道の機能低下を招くことのないよう必要のある場合に排水施設を設置する。 なお、寒冷地域においては、必要のある場合に路床及び路盤の凍結融解作用に対する凍上防止対策を行う。 また、雨水が道路にたまりやすい造成形態となる場合は、道路に集水機能をもたせた水路兼用農道を設けることができる。この場合の舗装構造は一般の農道に準じたものとするが、排水路としての利用を考慮の上、特に安全対策に留意する。</p>	<p>【基準(事務次官通知)(p70)】 【基準の運用(農村振興局長通知)(p70)】 【基準及び運用の解説(p71～)】 計画段階で留意すべき事項に絞り込んだ内容に改める。</p> <p>【基準及び運用の解説(p75)】 透水性舗装等の特殊舗装を適用する場合は留意事項を追加する。</p>

章別骨子	項目別骨子	主要制定内容(変更点)
	<p>3.4.3 主要構造物【p80～】</p> <p>1. 橋梁 橋梁の設計に当たっては、架橋予定地付近の地形、地質、河川及び排水路等、並びに周辺の構造物、景観等を十分に把握し、適切で経済的な架橋位置、線形及び構造を決定する。</p> <p>2. トンネル トンネルの設計に当たっては、地形、地質及び環境条件等の調査結果と施工実績に基づき、安全性及び経済性を十分考慮の上、路線配置、線形、支保工、覆工等を決定する。</p> <p>3. 踏切 農道が鉄道と交差する場合、その交差部の構造は、両者の輸送機能及び交通の安全が十分保たれるよう決定する。</p> <p>3.4.4 付帯構造物【p84～】</p> <p>1. 暗きよ(カルバート) 農道用地内外において、降雨や融雪等により生じた表面排水を安全に流下させるため、農道を横断する暗きよ(カルバート)を設置する。</p> <p>2. 緑地帯 農道において、交通の安全と快適性を高めるとともに、周辺環境との調和に配慮し、社会生活環境の改善等に資するよう必要に応じて緑地帯を設けることを検討する。</p> <p>3. 防雪施設等 農道において、なだれ、飛雪、積雪により交通の確保が困難となる恐れのある箇所には、農道の利用状況等を考慮の上、防雪施設等を設置する。</p> <p>4. 交通安全施設 農道には、車両、歩行者等の安全かつ円滑な交通を確保するため、必要のある場合に防護柵、照明施設、視線誘導標、道路反射鏡、立体横断施設等の交通安全施設を設ける。</p> <p>5. 交通管理施設 農道には、車両、歩行者等の安全かつ円滑な交通を確保するため、農道の機能が十分発揮できるよう設置場所、管理方法等について十分な検討を行い、必要のある場合に道路標識、マーキング、交通信号機等の交通管理施設を設ける。</p>	<p>【基準(事務次官通知)(p80)】 【基準の運用(農村振興局長通知)(p80)】 【基準及び運用の解説(p81～)】 計画段階で留意すべき事項に絞り込んだ内容に改める。</p> <p>【基準(事務次官通知)(p84)】 【基準の運用(農村振興局長通知)(p84)】 【基準及び運用の解説(p85～)】 計画段階で留意すべき事項に絞り込んだ内容に改める。</p>

章 別 骨 子	項 目 別 骨 子	主要制定内容 (変更点)
	<p>3.5 経済効果の測定【p90～】 経済効果の測定は、別に定める「土地改良事業における経済効果の測定方法等について」（昭和60年7月1日付け農村振興局長通知）に基づき行う。</p> <p>3.6 維持管理【p96～】</p> <p>1. 管理の基本 農道整備の事業主体又は事業完了後にはその管理者は、<u>土地改良事業により造成された農道の適正な管理及び改良を図るため農道台帳を整備し、農道の造成及び管理の状況を的確に把握するとともに、農道整備の目的に立脚し、関係農家等の意向が十分反映されるよう適切な管理体制の確立に努める。</u></p> <p>2. 管理の内容 農道の管理の内容は、交通規制と維持管理に分けられる。 交通規制は、農道の利用形態の特殊性を考慮の上、農道管理者と公安委員会との協議調整により定めるもので、適切な規制方法となるよう十分に検討を行う。 維持管理は、農道の機能を保持し安全で円滑な交通を確保するため、必要に応じて維持管理に関する規定を定め、点検及び維持修繕等が適切に実施されるよう十分に検討を行う。</p>	<p>【基準の運用（農村振興局長通知）(p90)】 経済効果測定に関する農村振興局長通知を明記する。</p> <p>【基準の運用（農村振興局長通知）(p96)】 農道台帳に関する記述を追加する。</p>